

安曇野市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

第1 趣旨

このガイドラインは、市が設置する施設又は事業（以下「施設等」という。）の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るために、対象施設や募集の方法、応募者の選定等について基本的な考え方をまとめたものです。

第2 ネーミングライツの概要

ネーミングライツは、市と命名権者（ネーミングライツ・パートナー）（以下「パートナー」という。）の契約により、施設等の名称に企業名、商品名等を冠した愛称を付与する代わりにパートナーからその対価を得て、施設等の運営やサービスの向上を図る制度です。

第3 導入の手続

ネーミングライツは、市が選定した施設等についてパートナーの募集を行う場合（以下「特定型」という。）とパートナーとなることを希望する法人その他の団体（以下「法人等」という。）からの提案を受け付ける場合（以下「提案型」という。）があります。

（1）「特定型」の場合

- ① 「募集要項」の決定
- ② パートナーの募集
- ③ 関係部局による審査
- ④ 庁議（平成21年規則第19号）における審査
- ⑤ パートナー及び愛称の決定
- ⑥ 契約の締結
- ⑦ 施設等の表示変更等及び事前周知
- ⑧ 愛称の使用開始

（2）「提案型」の場合

- ① 「提案要項」の決定
- ② パートナーとなることを希望する法人等から提案を受付
- ③ 関係部局による事前審査 ※提案内容が本制度に適するかについて事前審査
- ④ 提案に対する採否の決定
- ⑤ 関係部局による審査
- ⑥ 庁議における審査
- ⑦ パートナー及び愛称の決定
- ⑧ 契約の締結
- ⑨ 施設等の表示変更等及び事前周知

⑩ 愛称の使用開始

※導入手続のフロー図は「別紙1」のとおり。

※応募に際しては、原則として「別紙3-1」「別紙3-2」の様式を用いるものとします。

第4 導入対象施設等

市が設置する施設等のうち、多くの市民が利用し、ネーミングライツの導入によって、一定の広告効果や利用者の増加等、施設等の有効活用が期待されるものを対象とします。

なお、施設等の設置目的、性格、利用形態等を勘案し、愛称を冠することが適当ではないと判断されるものは対象外とします。

※対象外の例

- ・庁舎、学校、保育施設、幼稚園
- ・既に公募による愛称がある施設
- ・顕彰施設
- ・正式名称が定着している等、市民の理解が得難いと判断される施設
- ・実行委員会の設置や共催事業等でふさわしくないもの 等

第5 募集条件

市は次の条件でパートナーを公募します。

(1) 契約期間

施設等についての契約期間は5年以上を原則とし、施設等の性格により決定します。ただし、事業や催事の場合は、1回ごとの契約も可能です。

なお、パートナーは、次回契約に際して優先的に交渉することができます。

(2) ネーミングライツ料

施設等の利用者数や類似施設の状況、メディアへの露出状況等を参考に広告媒体としての価値を総合的に勘案し、施設ごとに決定します。

(3) 応募資格

法人等であって、以下の条件に該当するものは除きます。

- ① 法令等に違反しているもの
- ② 市税を滞納しているもの
- ③ 市から入札参加資格の指名停止を受けているもの
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中のもの
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定されるもの
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定

する暴力団及び暴力団の構成員等であるもの

⑦ 上記のほか、ネーミングライツを取得することが適当でない認められるもの

(4) 愛称の条件

ネーミングライツにより付与される愛称は、施設等の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られるものとし、安曇野市広告掲載取扱要綱（平成20年告示第71号）第3条第1項各号に掲げる内容を含まないものとしします。

また、利用者の混乱を避けるため、契約期間内における愛称の変更はできないこととするほか、愛称が定着するまでの期間（おおむね1年程度）は正式名称を併記する場合があります。

なお、この愛称は、一般的な呼称として用いられる名称とし、市の条例等で定められている正式な施設名は変更いたしません。

(5) 費用負担

市とパートナーの費用負担は、次によるものとし、契約終了後の原状回復についても同様の取扱いとします。

なお、パートナーが負担する費用については、契約金額とは別に負担していただくものとしします。

区分	費用負担
敷地内外の看板、標識等の表示変更 ※1	パートナー
市が発行する印刷物やホームページの表示変更 ※2	市

※1 表示の変更は、市や関係機関等との協議の上、変更可能なものについて行います。

※2 印刷物の表示変更は契約締結後に作成する分からとします。

第6 募集方法

(1) 募集方法

パートナーの募集は原則として公募とし、募集の都度、募集要項を作成します。作成した募集要項は、広報紙や市のホームページに掲載する等、幅広く周知します。

(2) 募集期間

原則として、30日間以上の募集期間を設定します。

(3) 応募がなかった場合

募集期間内に応募がなかった場合は、募集条件を見直した上で再度の募集を行うことも含め、募集の可否を再検討します。

第7 選定方法

(1) 審査方法等

ネーミングライツの導入にあたって、市は施設等の関係部局（市職員5名程度を標準とする。）及び庁議において、各提案を総合的に審査し、パートナーの候補者を選定します。

応募者が1者のみの場合も、同様に審査し、パートナーの候補者を選定します。

なお、審査方法等は別紙2のとおりです。

審査項目	配点	主な審査のポイント
応募団体	10	応募資格、経営の安定性、市内本社・事業所の有無
愛称・略称	10	親しみやすさ、施設のイメージとの整合
応募の趣旨	20	ネーミングライツの取組への熱意
ネーミングライツ料	40	応募金額
契約期間	10	契約期間の長短
付帯提案、社会貢献実績	10	利用者サービス向上につながる提案(施設で活用できる製品や役務の提供等)、社会貢献実績

(2) パートナーの決定及び公表

市は、パートナーの候補者と契約に向けた協議を行い、合意に至った時点で契約を締結します。

パートナーが決定した場合は、市の広報紙やホームページ等を通じて、パートナーの名称、施設等の愛称、契約金額、契約期間等について広く公表します。

パートナー以外の応募者の情報については、原則として非公表とします。

第8 契約の解除

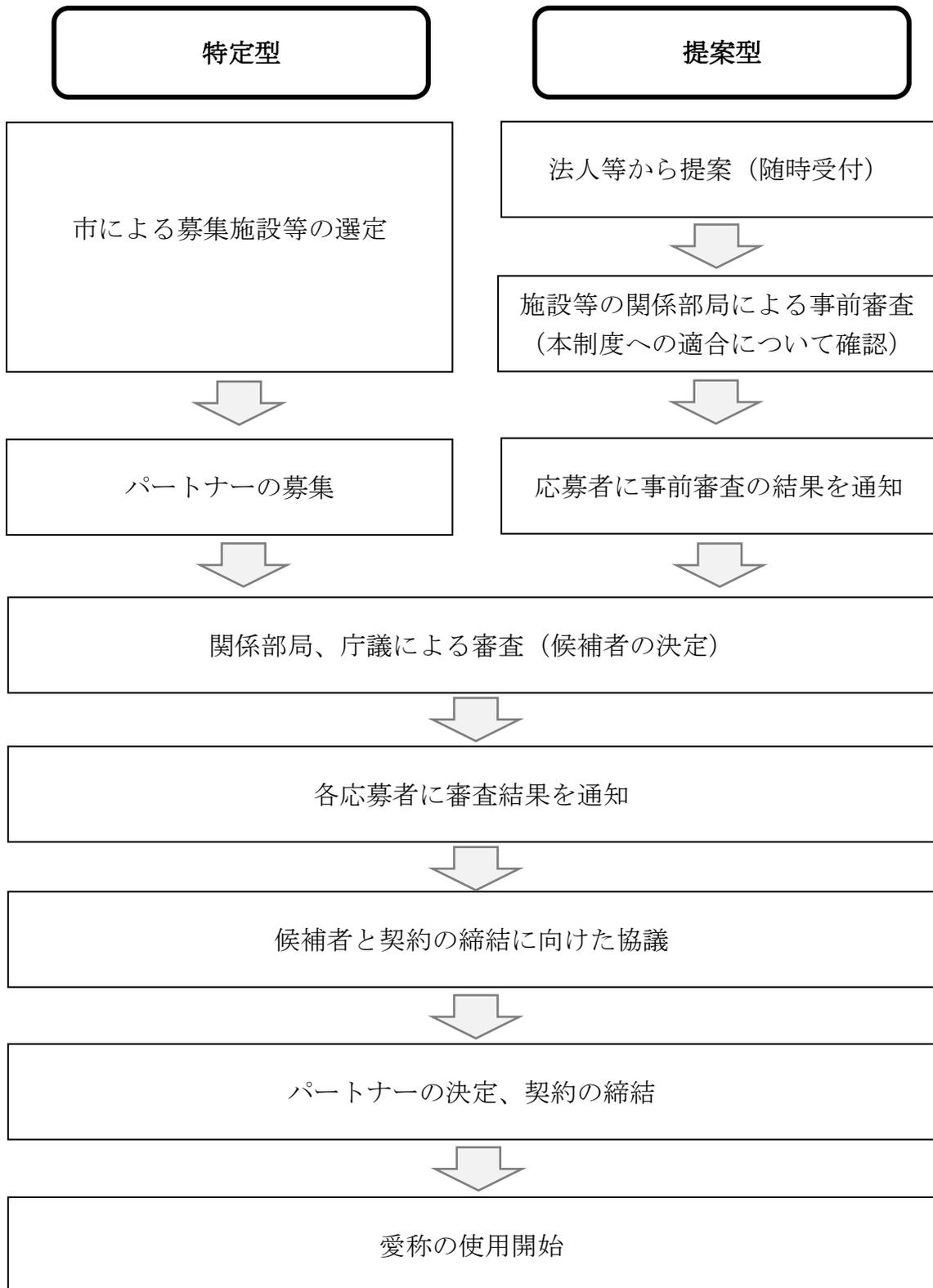
契約締結後、パートナーが第5(3)の資格を喪失、又は喪失することが明らかになった場合、社会的信用を損なう行為等により市又は施設等のイメージが損なわれ、又は損なわれるおそれがある場合等、パートナーとして適当でないと認められる場合には、市は契約満了を待たず契約を解除することがあります。

この場合、看板、標識等の原状回復等、契約解除に伴い必要となる費用については、パートナー側の負担とします。

第9 施行時期

このガイドラインは、令和3年3月1日から施行します。

ネーミングライツ導入手続フロー



ネーミングライツ審査方法

1. 審査方法について

第7(1)審査方法等により、施設等の関係部局が全ての応募者に点数付けを行い、庁議において、パートナーの候補者を決定します。なお、各審査項目において、著しく低い評価点がある場合や総合点数が40点に満たない場合は、候補者を選定しない場合があります。

2. 総合点数算出方法について

- ① 評価基準は、A～Eの5段階評価とし、各審査項目の配点に、評価に応じた係数を乗じて評価点を算出します。

評価基準	判定	配点に乗じる係数
A	非常に優れている	1.0
B	優れている	0.8
C	標準	0.6
D	やや劣る	0.4
E	劣る	0.2

- ② 応募金額（ネーミングライツ料）の審査項目については、応募金額と最高応募金額との比率で評価点を算出します（小数点以下第2位四捨五入）。

・ 応募金額の評価点 = 配点 × (応募金額 / 最高応募金額)

【A社】 3,000万円 40点 × (3,000 / 3,000) = 40点 ※満点

【B社】 2,000万円 40点 × (2,000 / 3,000) = 26.7点

【C社】 1,000万円 40点 × (1,000 / 3,000) = 13.3点

- ③ 各審査項目について、審査職員の評価点の平均値を算出します（小数点以下第2位四捨五入）。その平均値の合計を、総合点数とします。

(参考) 評点の算出例

審査項目	配点	応募者 A			
		職員①	職員②	職員③	平均値
応募団体	10	B⇒8	B⇒8	C⇒6	7.3
愛称・略称	10	B⇒8	A⇒10	C⇒6	8
応募の趣旨	20	B⇒16	B⇒16	B⇒16	16
ネーミングライツ額	40	50万円⇒40	50万円⇒40	50万円⇒40	40
契約期間	10	C⇒6	C⇒6	A⇒10	7.3
付帯提案、社会貢献実績	10	C⇒6	C⇒6	C⇒6	6
<合計>	100				84.6

↑
応募者 A の総合点数

ネーミングライツ申込書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

所在地

団体名

代表者名

印

ネーミングライツ・パートナー募集要項の内容に同意の上、下記のとおり申し込みます。

提案内容	フリガナ 愛称		フリガナ 略称	
	応募の趣旨			
	ネーミング ライツ料	年額	万円	(消費税及び地方消費税を含む)
	契約期間	年 月 日 から 年 月 日 (年間)		
	付帯提案	(ネーミングライツ料以外に、ご提供いただける提案がある場合は記入してください。)		
応募者に関する事項	本社所在地			
	主な業務内容			
	社会貢献実績			
	担当者氏名			
	役職・部署			
	電 話			
	F A X			
E-mail				

応募資格についての誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 安曇野市長

所在地
団体名 印
代表者名

ネーミングライツ・パートナーの応募にあたり、募集要項の応募資格を満たしていることを誓約します。

また、この誓約が事実と相違することが判明した場合には、安曇野市が行う一切の措置について異議の申立ては行いません。